

新入生 各位

保証人 各位

文教大学

授業料減免を申請した場合の学納金について

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料及び入学金の減免並びに給付奨学金（高等教育の修学支援新制度、以下「修学支援制度」）の手続方法及び認定された場合の学納金については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 本学入学前に日本学生支援機構の給付奨学金の予約採用候補者に決定している方

(1) 手続方法

予約採用候補者を対象とした採用者説明会に出席する必要があります。オリエンテーション資料またはホームページ（湘南校舎学生：教育支援課 HP／越谷校舎学生：学生課 HP）で日程を確認してください。説明会に出席しない場合は、採用が取り消されますので注意してください。

(2) 還付予定

修学支援制度に採用となった（減免対象と認定された）場合、授業料の納入状況によって、下記のとおり還付いたします。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2020年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2021年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2020年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、入学手続き時に1期分のみ授業料を納入した場合は2020年7月頃に2期授業料の振込用紙を保証人宛に発送いたしますので2020年9月30日までに通常の授業料金額を納入していただきます。その後、減免金額が確定した後、2021年2月以降に還付します。

2. これから申請する方

(1) 手続方法

2019年度中に在学予約の申請をしておらず、これから申請する方は、奨学金募集説明会に出席する必要があります。説明会に出席しない場合は、申請することができません。説明会日程は、ホームページ（湘南校舎学生：教育支援課 HP／越谷校舎学生：学生課 HP）及び新年度配布資料で日程を確認してくだ

【新入生用】

さい。

(2) 還付予定

修学支援制度に採用となった(減免対象と認定された)場合、授業料の納入状況によって、下記のとおり還付いたします。

①今年度の授業料を全額(1期+2期)納入した場合

- ・減免金額は、減免金額が確定した後、入学金の減免金額と合わせ、2021年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、減免金額が確定した後、入学金の減免金額と合わせ、2021年2月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、入学手続き時に1期分のみ授業料を納入した場合は2020年7月頃に2期授業料の振込用紙を保証人宛に発送いたしますので2020年9月30日までに通常の授業料金額を納入していただきます。その後、減免金額が確定した後、2021年2月以降に還付します。

3. 延納について

2期授業料について、所定の手続を行うことで、授業料の納入期限を延期することが可能です。手続方法及び延納期限等の詳細については学納金振込用紙送付時に同封の『学納金振込用紙の送付について』をご参照ください。なお、延納の手続きをした場合でも通常の学納金を納入していただいた後、免除金額の還付となります。

※延納期限は毎年度異なりますので、該当年度に必ずご確認ください。

4. その他

- ・認定区分の変更により、1期と2期の減免金額が変更になることがあります。
- ・還付時期は現在の予定であり、変更となる場合があります。

以 上